

西平畑公園の官民連携による管理・経営に向けた サウンディングの実施について

はじめに

年間10万人以上が訪れる本町のランドマークである西平畑公園では、持続的な公園の利活用を促進し、地域経済の活性化を図るため、官民連携による管理・経営の手法について検討を進めています。

今年度、実施を予定している、本公園の官民連携による管理・経営に向けた事業者の募集に先立ち、事業推進における課題や民間ならではのアイデアなどについて、多くの事業者からの意見・提案をいただき、募集の方向性を決定することを目的にサウンディング調査を実施します。

1 対象施設

公園の名称	西平畑公園 ※公園内の全てが利活用提案の対象
公園の種別	都市公園（街区）
公園の所在地	松田町松田惣領 2951 番地
敷地面積	42,868.22 m ²
用途地域	市街化調整区域
公園内の主な施設	1 松田山ハーブガーデン（地域振興施設、別に設置管理条例あり） 2 子どもの館（文化施設、別に設置管理条例あり） 3 自然館（文化施設、別に設置管理条例あり） 4 西平畑公園駐車場（公園施設） 5 ふるさと鉄道（公園施設）
主なイベント	1 まつだ桜まつり（2月～3月） 来園者約10万人 2 松田きらきらフェスタ（11月～12月） 来園者約2万人

※各施設やイベントの詳細は別紙「西平畑公園の施設概要」をご確認ください

2 現状と課題

本公園は富士山や足柄平野を一望できる抜群のロケーションを有し、「まつだ桜まつり」や「松田きらきらフェスタ」では多くの観光客が訪れる本町最大の観光拠点です。しかし、現在は、町直営であることから、アイデアの創出やサービスレベルの向上に限界があり、利用者数や収益が減少傾向となっています。

そこで、民間のノウハウを活用し、施設の潜在力を活かすための様々なアイデアや利用者のニーズに合わせたきめ細やかなサービスの提供などにより、賑わいの創出と収支の改善を図る必要があります。

3 想定している事業スキーム

本公園の官民連携による管理・経営において、基本的な考え方を次のとおりとします。

- (1) 管理手法は指定管理者制度を前提とします。(ただし、これに抛りがたい場合や、P-PFI等の制度と合わせて取り組む提案も可能です。)
- (2) 各施設の設置趣旨を踏まえた利活用を必須とし、利用時間の延長や新たな活用方法などによりサービスレベルの向上を目指します。
- (3) 公園全体を一体的に管理し、各施設の連携や窓口の一元化などにより、より効果的な利活用を行い、利用者へのサービスの最大化を図ります。
- (4) 積極的な自主事業と効率的な経営により、管理・経営事業者による独立採算を目指します。

4 活性化に向けた管理・経営の方向性

本公園の活性化により、観光拠点としての機能・効能を増進させ、町全体を活性化させることを目指し、次の要素が必要であると考えています。ただし、様々な観点からのご提案を妨げるものではありません。

- (1) 現状の主な集客要素である「桜まつり」、「きらきらフェスタ」を継続・発展させるとともに、それ以外にも新たなイベントなどのアイデアにより、年間を通じた集客・収益の増加
- (2) 公園周辺の個人事業者が経営する観光農園等との連携による松田山全体の活性化
- (3) 憩いの場としての公園機能の維持・強化
- (4) 各施設の設置趣旨を踏まえた新たな利活用
- (5) 管理コストの縮減による効果的・効率的な経営

5 お伺いしたいこと

- (1) 新たな利活用や効率的な管理のためのアイデア
 - ① 新たな利活用のアイデア
 - ② アクセスの改善策
 - ③ 管理コスト削減のためのアイデア
- (2) 指定管理者制度を前提とした管理手法や管理対象範囲について
 - ① 施設ごとの管理対象の範囲
 - ② 管理期間
 - ③ 想定収支（指定管理料が必要な場合はその金額）
 - ④ リスク分担
 - ⑤ その他の想定される事業スキームについて
- (3) 上記アイデアを実現するために必要となる施設面や制度面の改善点について
 - ① 改修・新設が必要な施設・設備や投資意向について
 - ② 利用料金や営業時間の設定について（※条例でご確認ください）
- (4) その他、事業化にあたって懸念されることや町に期待すること

6 サウンディングの実施について

(1) サウンディング対象者

参加できるのは、本公園の管理・経営を実施していこうと考えている法人又は法人のグループとします。

(2) サウンディングの実施

5で示したお伺いしたいことを中心に、ヒアリング・意見交換を行います。なお、企業の知的財産の保護のため、非公開で行います。

(3) 結果の公表

本調査の実施結果について、概要をホームページ等で公表します。なお、参加者の名称や、詳細、企業独自のアイデアやノウハウに関することは公表しません。

(4) サウンディングの流れ

項目	期日（令和4年）	内容
現場説明会申込み	6月20日（月）	様式1をメール送信
現場説明会	6月22日（水）14：00～	場所：西平畑公園
質問期限	6月28日（火）	・様式2をメール送信 ・町からの「質問書受理」のメールを確認
質問回答	7月1日（金）	・町から様式2に記載のメールアドレスへ回答書を送信 ・メール受信後に「回答書受理」のメール返信
提案書の提出	7月15日（金）	様式3、4をメール送信、または持参、郵送
個別対話の実施	7月20日（水）～22日（金）の内、いずれかの日（一時間程度）	実施日時を要望に基づき調整します。 場所：松田町役場
実施結果の報告	7月下旬	町HPに掲載

7 今後の想定スケジュール

事業者の公募を10月に予定しています。

8 参加にあたっての注意事項

(1) 参加の扱い

サウンディングへの参加は、後に実施予定である本公園の管理・経営事業者の公募において、優位性を持つものではありません。

(2) 参加に要する費用

サウンディングに参加することに伴う費用については、すべて参加者の負担とします。

(3) 追加のお伺い

必要に応じて、サウンディング後にも町から質問をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 参加者の制限

次のいずれかに該当する者はサウンディングに参加できません。

- 1) 松田町暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 25 日条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 4 号に規定する暴力団経営支配法人等
- 2) 1) に示すものと密接な関係を有すると認められる者
- 3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

8 事務局

松田町観光経済課公園係

住 所 〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037

電 話 0465-83-1228 Eメール kouen@town.matsuda.kanagawa.jp